

令和7年度

しろがねの進路



群馬県立しろがね特別支援学校

《目 次》

1	令和7年度本校の進路指導に関する主な日程	1
2	高等部卒業後の進路決定までの流れ	
	①高等部1年	2
	②高等部2年	3
	③高等部3年	4
3	進路先として想定される主な福祉サービス	5
4	障害福祉サービス利用申込みの主な手続き	
	①通所施設等	6
	②入所施設等	7
5	一般就労までの流れ	8
6	高等部卒業生の進路状況	9

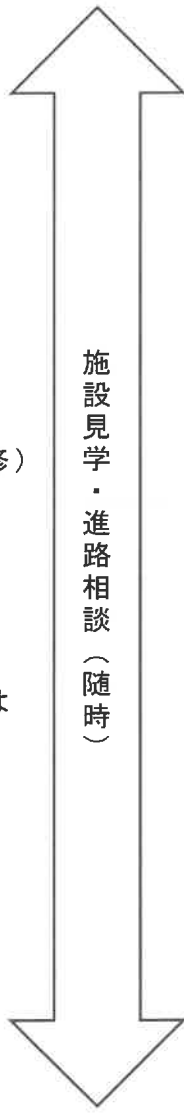
1 令和7年度本校の進路指導に関する主な日程

月	小学部	中学部	高等部1年	高等部2年	高等部3年	進路指導部	
4月						4/15 ・第1回校外就業体験調整会議	
5月			校外就業体験先との打合せ（個別）				
		5/17 しろがねの進路配付					
6月		第1回校内就業体験 (6/2～6/6)	第1回校内就業体験・校外就業体験 (5/26～6/6)				
			第2回校外就業体験先希望調査 6/23まで				
7月					福祉サービス 事業所 利用見込調査 7/18まで	7/15 ・第2回校外就業体験調整会議	
8月					校外就業体験先との打合せ（個別）	夏季休業中 ・卒業生への支援	
9月			第2回校内就業体験・校外就業体験 (9/8～9/19)			9/26 ・進路ガイダンス (中学部3年・高等部1年対象)	
10月		第2回校内就業体験 (10/20～10/24)	第2回校外就業体験先希望調査 10/24まで		福祉サービス 事業所 利用申込 市町村受付 9/1～ 11/10	10/21 ・企業採用担当者学校見学会	
11月					*必要に応じて高3 臨時校外就業体験	11/21 ・第3回校外就業体験調整会議	
12月			校外就業体験先との打合せ（個別）				
1月		第3回校内就業体験 及び校外就業体験 (1/26～1/30)	第3回校内就業体験・校外就業体験 (1/19～1/30)				
2月			令和8年度第1回校外就業体験先 希望調査 2/27まで		移行支援会議 市役所・進路先 事業所・相談支 援事業所が参加	2月上旬 ・移行支援会議 (通学生)開催 (学園生)学園で開催	
3月							
その他			※高等部卒業後、就労継続支援B型のサービスを利用したい生徒は、校外就業体験中に就労移行支援事業所で就労アセスメントを行う必要があります。 ※校外就業体験の希望がない場合も、希望調査用紙は必ず提出してください。				

* 感染拡大防止のため中止する場合があります。その都度お知らせします。

2 高等部卒業後の進路決定までの流れ ①【高等部1年】

月	生徒	保護者
4		
5	・ 第1回校内就業体験	・ 保護者面談①
6		
7		
8		
9	・ 第2回校内就業体験 ・ 進路ガイダンス	・ 保護者施設見学会（PTA研修） ・ 保護者面談②
10		
11	・ 3学期校外就業体験の希望者は事業所との打合せ	・ 3学期校外就業体験の希望者は事業所との打合せ
12		
1	・ 第3回校内就業体験 及び校外就業体験	
2	* 校外就業体験につきましては、9月の進路ガイダンスにてお伝え致します。	・ 保護者面談③
3		



施設見学・進路相談（随時）

* 生徒の校外就業体験先の見学は、必要に応じて随時行います。

2 高等部卒業後の進路決定までの流れ ②【高等部2年】

月	生徒	保護者
4	・校外就業体験希望者は、 事業所の見学及び打合せ	・校外就業体験希望者は、事業所の見学及び 打合せ
5		・保護者面談①
6	・第1回校内就業体験 校外就業体験	
7		
8	・校外就業体験希望者 は、事業所の見学及び 打合せ	・校外就業体験希望者は、事業所の 見学及び打合せ
9	・第2回校内就業体験 校外就業体験	・保護者施設見学会（PTA研修） ・保護者面談②
10		
11		
12	・校外就業体験希望者 は、事業所の見学及び 打合せ	・校外就業体験希望者は、事業所 の見学及び打合せ
1	・第3回校内就業体験 校外就業体験	
2		・保護者面談③
3		

施設見学
(随時)

施設見学・進路相談
(随時)

2 高等部卒業後の進路決定までの流れ ③【高等部3年】

月	生徒	保護者
4	・校外就業体験の希望者は事業所の見学及び打合せ	・校外就業体験希望者は事業所の見学及び打合せ
5		・保護者面談①
6	・第1回校内就業体験 校外就業体験	
7	* 重度判定・求職者登録 (一般就労、A型事業所) ※8ページ参照	福祉サービス事業所利用見込調査 ※6ページ参照
8	・校外就業体験の希望者は事業所の見学及び打合せ	・校外就業体験の希望者は事業所の見学及び打合せ
9	・第2回校内就業体験 校外就業体験	・保護者施設見学会 (PTA研修) ・保護者面談②
10		障害福祉サービス利用申込 (各市町村福祉課) * 忘れずに! ※6ページ参照
11		
12		進路先の決定 (12月~1月上旬頃) ※利用申請の提出時に支援区分の認定が行われます。
1	・第3回校内就業体験 校外就業体験 (必要な人のみ)	・移行支援会議 (学園や学校が主催して行います。)
2		
3	※サービス利用開始 入社	

※障害福祉サービス利用申込の手続きについて

通所施設は6ページ、入所施設は7ページをご覧ください。

3 進路先として想定される主な福祉サービス

サービス名称	概要	備考
生活介護	日中活動に常時介護が必要な人向けのサービス。食事の提供や入浴サービスの提供、リハビリ訓練や軽作業などを提供。	原則として支援区分「3」以上であることが条件です。 *支援区分の認定は市町村福祉課が利用申請を提出する際に行います。
自立訓練（機能）	主に肢体不自由者を対象に、地域生活移行や就労に向けた生活訓練・リハビリ訓練サービスを提供。	利用期限は原則2年（1年延長可能）です。
自立訓練（生活）	主に知的・精神障害者を対象に、地域生活移行や就労に向けた生活訓練サービスを提供。	
就労移行支援	主に一般就労を目指す障害者を対象に、職業スキルを高めるサービスを提供。	
就労継続支援（A型）	一般就労が困難な者を対象に、雇用契約を結んで最低賃金を保証しつつ就労支援を受けるサービスを提供。	利用期限は設定されていません。
就労継続支援（B型）	一般就労が困難な者などを対象に、雇用契約を結ばず就労支援を受けるサービスを提供。	利用期限は設定されてませんが、卒業進路として利用するためには、 <u>就労アセスメント</u> が必要です。
地域活動支援センター（作業所・重心デイ）	作業所・・・創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行うサービス。 重心デイ・・・在宅の重度心身障害者等のうち、日常生活訓練、機能訓練、養護等を行うことにより、重度心身障害者等の生活援助、介護者の負担の軽減等を目的とするサービス。	障害福祉サービス事業所を希望したが、利用できなかった方の受け皿的な役割を持っています。そのため、第一希望として申請することや地域活動支援センターのみを希望することは極力避けてください。 ※原則在住市町村外の作業所については、利用できません。

●入所系サービス

サービス名称	概要	備考
施設入所支援	主に夜間において常時介護が必要な人向けのサービス。食事の提供や入浴介助等のサービスを提供。	原則として支援区分「4」以上であることが条件です。
共同生活援助（グループホーム）	主に夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助等のサービスを提供。	支援区分の認定が必要な事業所を利用する場合は、障害支援区分の認定を受ける必要があります。

4 障害福祉サービス利用申込みの主な手続き ①通所施設等

●生活介護、就労継続A型、就労継続B型、就労移行支援等

前年度	○ 利用予定者は希望する施設の見学や就業体験等をサービス利用申請までに行っておくことが必要です。
4月	○ 相談支援事業所や生活支援センター、市町村役場の障害福祉課へ連絡・相談をすることで、市町村の障害福祉課や相談支援事業所の各担当者と繋がりができ、進路選択の際の大切な情報を得ることができます。積極的に繋がりを持ちましょう。
5月	
6月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※就労継続B型を希望する場合、「就労アセスメント」を実施する必要があります。「就労アセスメント」は就労移行支援事業所で就業体験を行い、評価してもらうことが必要です。実施したアセスメント用の評価表は、福祉利用申請時に学校からそれぞれの市町村福祉課に写しを提出することになっています。</p> </div>
7月	○ 学校で「福祉サービス事業所利用見込み調査」を行い、8月末日までに、利用希望見込（第1希望）について各事業所に連絡します。
8月	
9月	○ サービス利用申請を行います。（各市町村申請期間 概ね9月1日～11月10日） 保護者が、障害福祉サービスの利用申請書を市町村の障害福祉課に提出します。
10月	○ <u>障害支援区分の認定</u> →市町村は申請者に対して、心身の状況、介護者の状況、サービス利用の意向等の調査を行います。
11月	
12月	○ 各事業所は、市町村から提出された申請書により、利用優先順位を決定します。 ○ 事業所から利用希望者名簿最上位者のいる市町村に対して、随時連絡が行われます。 ○ 市町村から保護者へ利用の可否が連絡されます。保護者が利用する事業所を決定します。※ 不明なことは、相談支援事業所や学校にお尋ねください。
1月	
2月	○ 「サービス等利用計画案」の作成（相談支援事業所の担当者が行います） ○ 学校や学園で移行支援会議を開催します。（本人及び保護者、市町村、相談支援事業所、利用事業所、担任、進路指導主事、等）
3月	○ 保護者は施設の利用開始日を事業所と相談。相談支援事業所が「サービス等利用計画案」を作成後、市町村が「障害福祉サービス受給者証」を発行します。

4 障害福祉サービス利用申込みの主な手続き ②入所施設等

●施設入所支援、共同生活援助（グループホーム）等

前年度	○ 利用予定者は希望する施設の見学や就業体験等をサービス利用申請までに行っておくことが必要です。
4月	○ 相談支援事業所や生活支援センター、市町村役場の障害福祉課へ連絡・相談をすることで、市町村の障害福祉課や相談支援事業所の各担当者と繋がりができ、進路選択の際の大切な情報を得ることができます。
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	○ <u>入所希望申請を行います。（各市町村申請期間、概ね9月1日～11月10日）</u> 保護者が、申請書「施設等入所申込書」を市町村の障害福祉課に提出します。市町村は群馬県障害者施設入所調整委員会、希望施設あてに提出します。
10月	○ 障害支援区分の認定（施設入所支援、共同生活援助の施設を希望する場合） →市町村は申請者に対して、心身の状況、介護者の状況、サービス利用の意向等の調査を行います。
11月	
12月	○ 入所調整委員会での利用順位の決定 →各市町村から提出された申請書により一括して抽選を行い、利用優先順位を決定します。 ○ 各事業所では市町村から提出された申請書により、抽選して利用優先順位を決定します。
1月	
2月	○ 「サービス等利用計画案」の作成（相談支援事業所の担当者がおこないます） →利用の決定後、「サービス等利用計画案」を作成。 ○ 学園にて、移行支援会議を開催します。
3月	○ 事業所から利用希望者名簿最上位者のいる市町村に対して、随時連絡が行われます。 市町村は保護者へ連絡をし、保護者は施設の利用開始日を事業所と相談します。相談支援事業所において「サービス等利用計画案」を作成後、市町村が「障害福祉サービス受給者証」を発行します。利用者と事業所で利用契約を結び、施設利用を開始することになります。

5 一般就労までの流れ

進路相談	校内（本人・保護者・担任・進路担当）
職場開拓・職業紹介	ハローワーク、障害者職業センター
職場見学	本人・保護者・担任・進路担当 場合によってはハローワーク、障害者就業・生活支援センターも参加する
職場実習 （就業体験）	1～2週間で複数回の場合もある 実習をとおして、本人・保護者・企業が就業する力や勤務態度などについて、卒業後の進路先として適切かどうか考える
反省会	実習の評価
雇用についての確認	実習の評価を得て、企業と本人の就業意思の確認をする
求職登録	居住区ごとに該当のハローワークで行う ※重度判定（障害者職業センター）
求人票提示	企業がハローワークに求人票を提出する 企業が本校指定で求人票を送付する 本人、保護者に提示して内容の説明、確認をする
応募	履歴書記入（写真添付）・学校推薦で応募書類を作成する 企業に送付する
内定	学校宛てに内定通知をする送付（本人に渡す）
支援会議	就労後の支援体制について確認する 本人、保護者、企業、担任、就業・生活支援センター等で行う
入社	3～4月、企業による

決定するまで
くりかえす

6 高等部卒業生の進路状況

【令和6年度】卒業生24名

進路先（所在地）	人数	サービス種別
登利平（前橋市）	1	一般就労
杜の実（前橋市）	1	就労継続支援B型
光明園（前橋市）	6	生活介護（5） 就労継続支援B型（1）
太陽（前橋市）	2	生活介護
麦わら屋（前橋市）	1	就労継続支援B型
よろず屋寒春（前橋市）	1	就労継続支援B型
こころ（前橋市）	1	就労継続支援B型
アシスト前橋（前橋市）	1	生活介護
なかま（前橋市）	1	生活介護
らいず（前橋市）	1	生活介護
くるみ（前橋市）	1	生活介護
COTO（伊勢崎市）	1	就労継続支援B型
わくわくワーク（伊勢崎市）	1	就労継続支援B型
HALO-リンク-（伊勢崎市）	2	生活介護
アーチ（伊勢崎市）	1	生活介護
リズム&ブルース（伊勢崎市）	1	生活介護
第二天啓園（伊勢崎市）	1	入所支援
エンジュ（太田市）	1	生活介護
ポプラ（藤岡市）	1	生活介護

※卒業生24名に対して、表の人数が26名となっていることにつきましては生活介護事業所を併用利用されている方がいるためです。